

獣医師免許をお持ちの皆様へ

全ての獣医師は、獣医師法第22条に基づき、2年ごとに農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられております。

本年度は、その届出を行う年となっておりますので、獣医師業務に就いているか否かにかかわらず、全ての獣医師は、令和6年12月31日現在の状況を、令和7年1月1日～1月31日の期間に届け出なければなりません。

★オンラインで届出を行う場合 **おすすめ!**

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）により届け出てください。本届出に関しては、メールアドレスがあれば、すぐにeMAFFの申請者アカウントを取得できます。



☆eMAFFアカウント取得方法（PDF）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/22-25.pdf>



☆獣医師法第22条の届出eMAFF操作マニュアル（PDF）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/22-20.pdf>

※上記2つのリンクからファイルが落とせない場合は、下の「該当ページ」に移動して、農林水産省HPからファイルをダウンロードしてください。

★紙（電子ファイル）で届出を行う場合

届出様式（様式が変わりましたので、今年度様式での提出をお願いします）を、三重県獣医師会、管轄家畜保健衛生所または三重県農林水産部家畜防疫対策課家畜衛生班（下記宛先）に、期日（令和7年1月31日）までに到着するよう、送付（郵送、FAX、メール）してください。

※現住所が三重県外の方は、当該都道府県に提出してください。

eMAFF関係のファイルやリンク、紙の届出様式については、農林水産省HPに掲載されております。

☆該当ページ（リンクまたは「獣医師 届出」で検索）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>



★お問い合わせ先

三重県農林水産部家畜防疫対策課 家畜衛生班

TEL：059-224-2455 FAX：059-223-1120

Email：tikubou@pref.mie.lg.jp